

全員協議会 資料	
令和4年12月19日	
担当課	市民生活部 協働推進課 教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課
電話	0857-30-8175 (内線7321) 0857-30-8426 (内線7851)

地区公民館の幅広い活用に向けた検討について

1 背景等

近年、人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化など、地域を取り巻く環境の変化を背景として、国や鳥取市社会教育委員会議から、『社会の変化に対応した地区公民館のあり方（多機能化）』について提言されるなど、地区公民館の幅広い活用に向けた検討の必要性が高まっています。

一方、地域からは、地区公民館を民間事業者へ貸し出すことや、物資の販売に取り組みたいという要望が寄せられていますが、民間事業者や営利につながる利用を制限しています。

《地区公民館の多機能化》

- (1) 地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する拠点
- (2) 地域の防災拠点
- (3) 地域福祉の拠点（地域住民が集い、つながる場）
- (4) 産業振興の拠点（収益事業を含めた地域振興の場）

2 検討の目的

地域組織を支援する取組の一環として、地区公民館を**より幅広いニーズに対して柔軟に応える施設とすることで地域の活性化等につなげていく**ことを目的とするものです。

また、福祉や防災など地域課題が多様化する中、課題毎に新たな施設を整備するのではなく、**一つの施設を様々な目的で活用することで、既存施設を最大限に活かして地域課題の解決を図る**ものです。

3 検討内容

地区公民館の利用対象範囲（利用者区分・目的）を拡大するよう令和6年4月を目途として検討を進めています。

《期待する効果》

他地区と連携した合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、地域課題の解決や新たな地域交流の創出など、暮らしが豊かになる幅広い取組が展開されます。

4 検討内容による影響【変更点（案）】

	変更しない点	変更する点
利用者	地区内の住民は優先して施設の使用が可能 (従来から地区外住民も使用可能)	民間事業者の使用や営利活動が可能 (従来は専ら営利の活動は不可)
使用料	地区内の住民が非営利目的で施設を使用する 際は不要 (従来から施設の目的外で使用する場 合は発生)	上記の目的で施設を使用する際は、使用料 を徴収
社会教育	教育委員会が関与し、地域での学びの機会 (生涯学習事業・各種講座等)を提供	「変更なし」
施設管理	市長部局が施設を管理・運営 (平成20年度 から市長部局が担当) 市が直営で管理運営	「変更なし」
職員体制	職員定数は現状維持 市会計年度任用職員として従事	「変更なし」
根拠条例	「必要な変更を行う」 現行：鳥取市公民館条例	地方自治法に基づく施設とし、市長部局へ 所管替 (関連条例の制定・廃止・改正)

《参考》検討及び意見交換等の主な経過

- 令和元年～ 地域組織及び地区公民館のあり方について検討開始 (市民自治推進委員会等で協議)
- 令和3年 4月 佐治地区において地区公民館以外の施設で社会教育を実施維持できるか検証を開始
- 7月 公民館職員とのブロック別意見交換会を実施
- 12月 市民アンケート (市政モニター、LINE) を実施
- 令和4年 7月 鳥取市公民館運営審議会、鳥取市社会教育委員会議及び公民館職員からの意見聴取
- 8月 各地区公民館運営委員への情報提供、意見聴取
- 9月 市議会 (総務企画・文教経済委員会) に報告
- 10月 自治連合会地区会長会で報告
- 11月 鳥取市社会教育委員会議及び市民自治推進委員会で協議
- 公民館職員で構成する事務検討部会を設置 (貸出基準等について検討)